

議 案 第 7 0 号

富士見市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市立コミュニティセンター条例（昭和55年条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

市立みずほ台コミュニティセンター長寿命化改修工事による施設名の変更等に伴い、富士見市立コミュニティセンター条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

富士見市立コミュニティセンター条例（昭和５５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 富士見市立みずほ台コミュニティセンターの項中「プレイルーム」を「アクティブルーム、多目的室」に改め、「、美術室、読書室」を削り、「談話室、談話コーナー」を「創作活動室、多世代交流コーナー、幼児プレイルーム、コミュニティルーム、学習コーナー」に改める。

別表第２ 富士見市立みずほ台コミュニティセンターの部プレイルームの款中「プレイルーム」を「アクティブルーム」に改め、同部美術室の款を次のように改める。

多目的室	午前	７００円
	午後	１，０００円
	夜間	１，０００円

別表第２ 富士見市立みずほ台コミュニティセンターの部談話室の款を削り、同部に次のように加える。

創作活動室	午前	３００円
	午後	４００円
	夜間	４００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。